

平成 21 年度 シラバス	学年・期間・区分	1年次・後期・選択
	対象学科・専攻	機械電子システム、電気情報システム、土木工学専攻
現代企業法論 (Modern Corporate Law)	担当教員	松田 忠大(Matsuda , Tadahiro)
	教員室	一般科目棟 3 階 (tel 42-9044)
	E-Mail	t_matuda@kagoshima-ct.ac.jp
教育形態 / 単位数	講義 / 2単位	
週あたりの学習時間と回数	〔授業 (100分) + 自学自習 (200分)〕 × 15回	
〔本科目の目標〕 資本主義社会の高度化に伴い、私たちの生活を企業活動と切り離して考えることは困難になった。わたしたちは自らの生活に必要な物資を企業から調達し、その生活物資を購入するのに必要な財貨を企業から得る。前者においては消費者と企業、後者の関係においては、労働者と企業として関わることになる。また、企業間においても、取引先、下請け、親子会社などのように相互に連結した関係が形成されている。さらに、将来、自ら会社を起こし、企業経営を行う人もいるかもしれない。このように考えると、現代社会における企業は重大な存在意義を有していることがわかる。 この講義では、この企業社会において、企業生活関係に特有な法規の総体である商法、とりわけ会社法中心に、証券取引法などの関連法を学習することにより、企業法社会で生きるための知識を身に付けることを主な目標とする。		
〔本科目の位置付け〕 本科 5 年次に履修した法学との関連がある。		
〔学習上の留意点〕 教科書は特に指定しないが、価格の安いものでよいので会社法のテキスト (出版社のシリーズもの、例えば、有斐閣双書など、1500 円程度のもの) を一冊は購入することが望ましい。		
〔授業の内容〕		
授 業 項 目	時限数	授 業 項 目 に 対 す る 達 成 目 標
近代市民法と商法 (総則・商行為) 概説		
1 . 近代市民法原理	2	近代市民法の枠組みを理解することができる。 商行為の意義と商人概念を理解することができる。
2 . 商行為と商人	2	
会社法総説		
1 . 会社の概念と種類	1	会社の営利性、社団性、法人性、会社の形態を理解することができる。 法人たる会社の権利能力の範囲について理解することができる。
2 . 会社の性質と能力	2	
株式会社の設立		
1 . 株式会社の設立手続	3	定款の作成、出資の履行等、株式会社の設立手続の概要を理解することができる。 株式会社設立に際しての法律問題を通して、発起人の権限、責任を理解することができる。
2 . 設立手続における法律問題	2	
株式会社における株式と株主の概念		
1 . 株主の意義と有限責任	2	株主権の内容、株主有限責任、株主名簿の機能を理解することができる。 株式の意義、株式の機能と種類、株式併合と分割、法律問題を通して、株式の自由譲渡性、自己株取得、株主名簿の意義について基本的事項を理解することができる。
2 . 株式と株主名簿	2	
3 . 募集株式の発行と新株予約権	2	株式会社の資金調達方法 (募集株式の発行、社債の発行など) と新株予約権についての基礎的事項を理解することができる。
株式会社の機関		
1 . 株主総会	2	会社法における株式会社の機関設計を概観した後、株主総会の招集・決議に関する法律問題を通して、株主総会の意義を理解することができる。 法律問題を通して、取締役の職務、義務、会社に対する責任を理解することができる。
2 . 取締役及び取締役会	3	
3 . 会計参与、監査役、監査役会、会計監査人	1	株式会社の会計参与の意義、監査制度の基礎を理解することができる。
4 . 委員会設置会社	1	委員会制度の概要を理解することができる。 役員等の負う法的責任を理解することができる。
5 . 役員等の損害賠償責任	1	
会社の計算		
1 . 企業会計原則と計算に関する法的規制	1	株式会社の計算書類に関する基本的事項を理解することができる。
株式会社の解散と清算		
1 . 解散と清算	1	会社の解散原因と清算のしくみについて理解することができる。
--- 定期試験 ---	2	授業項目 - 1 ~ - 1 に対して達成度を確認する。
試験答案の返却・解説		試験において誤った部分を理解できる。
〔教科書〕 特に指定しないが、会社法の基本書を各自購入することが望ましい。		
〔参考書・補助教材〕 六法、会社判例百選		
〔成績評価の基準〕 定期試験成績 (70%) + レポート (30%)		
〔専攻科課程の学習教育目標との関連〕 4-1		
〔教育プログラムの学習・教育目標との関連〕 4-1		
〔JABEEとの関連〕 (a)		